

平成30年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成30年度9月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年9月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算説明資料	(総括表)	3
		営繕課	4
		情報政策課	5
3 歳入歳出事項別明細書		6	
4 債務負担行為に関する調書	情報政策課	8	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	鳥取県税条例等の一部を改正する条例	税務課	9
第7号	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税務課	15

平成30年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	568,370	△ 1,250	567,120
9 国庫支出金	55,442,179	53,212	55,495,391
12 繰入金	13,684,775	676,129	14,360,904
13 繰越金	2,417,023	204,076	2,621,099
15 県債	51,395,000	984,000	52,379,000
歳入合計	360,573,578	1,916,167	362,489,745

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	26,450,883	103,756	26,554,639		83,000	575	20,181
3 民生費	44,614,111	188,731	44,802,842	2,500	5,000	173,944	7,287
4 衛生費	12,382,528	508,564	12,891,092	4,637		501,610	2,317
6 農林水産業費	24,519,850	63,811	24,583,661	45,500	17,000	△ 1,250	2,561
7 商工費	16,964,405	962,787	17,927,192				962,787
8 土木費	49,409,333	69,736	49,479,069		60,000		9,736
9 警察費	16,528,654	16,416	16,545,070		16,000		416
10 教育費	64,057,694	2,366	64,060,060	575			1,791
歳出合計	360,573,578	1,916,167	362,489,745	53,212	181,000	674,879	1,007,076

歳入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1. 農林水産業費分担金	37,122	△ 1,250	35,872	1. 農地費分担金	△ 1,250	土地改良費分担金
計	37,122	△ 1,250	35,872			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
3 民生費国庫補助金	745,943	2,500	748,443	2 児童福祉費補助金	2,500	児童福祉総務費補助金
4 衛生費国庫補助金	1,328,680	4,637	1,333,317	1 公衆衛生費補助金	317	生活習慣病予防対策費補助金
				3 医薬費補助金	4,320	医務費補助金
6 農林水産業費国庫補助金	7,647,068	45,500	7,692,568	3 農地費補助金	45,500	土地改良費補助金
10 教育費国庫補助金	560,414	575	560,989	6 社会教育費補助金	575	文化財保護費補助金
計	32,333,765	53,212	32,386,977			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明	
				区分	金額 千円		
12 地域医療介護総合確保基金繰入金	825,512	675,554	1,501,066	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	675,554	老人福祉費充当	173,944
						医務費充当	496,718
						鳥取看護専門学校費充当	2,146
						倉吉総合看護専門学校費充当	2,748
16 鳥取元気づくり推進基金繰入金	1,270,000	575	1,270,575	1 鳥取元気づくり推進基金繰入金	575	自治振興費充当	
計	13,374,265	676,129	14,050,394				

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1. 繰越金	2,417,023	204,076	2,621,099	1 前年度繰越金	204,076	
計	2,417,023	204,076	2,621,099			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総務債	1,968,000	83,000	2,051,000	1 総務管理債	83,000	財産管理費充当
2 民生債	411,000	5,000	416,000	2 児童福祉債	5,000	児童福祉総務費充当
5 農林水産業債	2,269,000	17,000	2,286,000	3 農地債	1,000	土地改良費充当
				5 水産業債	16,000	水産業振興費充当
7 普通土木債	14,109,000	60,000	14,169,000	3 河川海岸債	39,000	河川総務費充当
				4 港湾債	21,000	空港費充当
8 警察債	532,000	16,000	548,000	2 警察活動債	16,000	刑事警察費充当
14 減収補てん債	0	803,000	803,000	1 減収補てん債	803,000	
計	51,395,000	984,000	52,379,000			

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 営繕課	481,342	83,266	564,608		83,000		266	
合計	95,234,769	83,266	95,318,035	0	83,000	0	266	
<p><説明></p> <p>【営繕課】 (新)県有施設ブロック塀耐震対策事業(83,266千円)</p> <p>【情報政策課】 [債務負担行為]鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金事業(30,141千円)</p>								

平成30年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

7目 財産管理費

営繕課(内線:7011)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)県有施設ブロック塀耐震対策事業	0	83,266	83,266		<83,000> 83,000		266	県費負担額 83,266
トータルコスト	0	83,266	83,266	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	安全性に問題のあるブロック塀の改修等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊し児童が死亡した事例を踏まえ、県が所有する施設に設置されたブロック塀のうち、劣化が進んでいたり、設置基準等を満たしていないなど安全性に問題があるブロック塀について改修等を行う。

2 主な事業内容

安全性に問題があるブロック塀(16施設2.0カ所)の撤去・処分及び代替フェンス等の設置を行う。

〈対象施設〉

番号	所管	施設名	箇所数
1	知事部局	職員会館	2
2		東町宿舍(副知事公邸)	1
3		職員宿舍(寿第二)	3
4		鳥取保健所(犬管理所)	1
5		西部総合事務所福祉保健局	1
6		弓浜がすり伝承館	1
7	教育委員会	鳥取工業高等学校	1
8		米子東高等学校	1
9		境港総合技術高等学校	1
10	警察本部	黒坂警察署 根雨駐在所	1
11		黒坂警察署 署長宿舍	1
12		境港警察署 署長宿舍	1
13		鳥取警察署 立川交番	1
14		倉吉警察署 三朝温泉駐在所	1
15		浜坂幼稚園前宿舍	1
16		智頭警察署 署長宿舍	2

3 これまでの取組状況と今後の予定

- ・6月19日～29日の間に県有施設に設置されている全てのブロック塀について、緊急点検を行い安全性の確認を行った。
- ・このうち道路に面し特に安全性に問題があるブロック塀については、既存の施設修繕費(県有施設営繕事業)等により順次撤去を行っている。
- ・フェンスの設置等復旧が必要な箇所については、補正予算成立後、順次改修工事を行う。
- ・また、県産材利用促進のため、一部箇所については木製の塀とする予定である。

(注) 起債額の上段<>書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

情報政策課 (内線: 7849)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金事業	債務負担行為 30,000 30,141	債務負担行為 100,000 0	債務負担行為 130,000 30,141				債務負担行為 100,000 0											
トータルコスト	31,730	0	31,730	(補正に係る主な業務内容)														
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人															
工程表の政策目標(指標)	-																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>企業活動、医療、教育、防災などで、県民が快適にICT(情報通信技術)を利用できる環境の整備の推進のため、整備費の一部を市町村に対して補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 補助対象事業、補助率等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助率</th> <th>対象者</th> <th>補助限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 市町村全域の規模で行う超高速情報通信基盤の新設又は機能の強化</td> <td rowspan="2">補助対象事業費の1/2 *国庫補助、地方交付税措置のある起債を利用する場合は、事業費から国庫補助、交付税措置額を除いた金額の1/2</td> <td rowspan="2">市町村</td> <td>・補助限度額 1億円</td> </tr> <tr> <td>イ 超高速通信基盤のエリア拡張 ウ 企業や人材誘致を目的とした施設への光ファイバ延伸</td> <td>・補助回数 1市町村1回まで ・補助限度額 2千万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補正内容(債務負担行為の設定)</p> <p>湯梨浜町の補助事業計画認定に係る補正である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町全域の既設光ファイバ網の通信速度向上事業(平成30年度~平成32年度) ・補助対象経費 889,246千円 ・内、県補助 100,000千円 ・県補助金支払期間 平成31年度~平成39年度 									補助対象事業	補助率	対象者	補助限度額等	ア 市町村全域の規模で行う超高速情報通信基盤の新設又は機能の強化	補助対象事業費の1/2 *国庫補助、地方交付税措置のある起債を利用する場合は、事業費から国庫補助、交付税措置額を除いた金額の1/2	市町村	・補助限度額 1億円	イ 超高速通信基盤のエリア拡張 ウ 企業や人材誘致を目的とした施設への光ファイバ延伸	・補助回数 1市町村1回まで ・補助限度額 2千万円
補助対象事業	補助率	対象者	補助限度額等															
ア 市町村全域の規模で行う超高速情報通信基盤の新設又は機能の強化	補助対象事業費の1/2 *国庫補助、地方交付税措置のある起債を利用する場合は、事業費から国庫補助、交付税措置額を除いた金額の1/2	市町村	・補助限度額 1億円															
イ 超高速通信基盤のエリア拡張 ウ 企業や人材誘致を目的とした施設への光ファイバ延伸			・補助回数 1市町村1回まで ・補助限度額 2千万円															

平成30年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
								補正前	補正額	補正後
1 報 酬	533,890		533,890	213,892		213,892	178,747		178,747	
2 給 料	2,962,024		2,962,024	1,509,172		1,509,172	1,103,616		1,103,616	
3 職員手当等	3,953,733		3,953,733	3,213,172		3,213,172	3,008,691		3,008,691	
4 共 済 費	1,124,956		1,124,956	567,250		567,250	417,631		417,631	
5 災害補償費	500		500	500		500	500		500	
6 恩給及び退職年金	10,601		10,601	10,601		10,601	10,601		10,601	
7 賃 金	20,316		20,316	12,478		12,478	11,437		11,437	
8 報 償 費	240,224		240,224	200,469		200,469	74,354		74,354	
9 旅 費	231,860		231,860	107,821		107,821	100,043		100,043	
費用弁償	20,618		20,618	3,954		3,954	3,872		3,872	
普通旅費	165,644		165,644	95,883		95,883	88,512		88,512	
特別旅費	45,598		45,598	7,984		7,984	7,659		7,659	
10 交 際 費	2,800		2,800	2,000		2,000	2,000		2,000	
11 需 用 費	609,919		609,919	318,303		318,303	300,960		300,960	
12 役 務 費	559,337		559,337	240,728		240,728	119,247		119,247	
13 委 託 料	4,722,754	7,500	4,730,254	1,651,473		1,651,473	914,922		914,922	
14 使用料及び賃借料	810,805		810,805	702,474		702,474	138,264		138,264	
15 工事請負費	1,266,527	83,266	1,349,793	441,816	83,266	525,082	441,816	83,266	525,082	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	322,670		322,670	8,476		8,476	7,494		7,494	
19 負担金、補助及び交付金	8,598,226	12,990	8,611,216	1,164,162		1,164,162	133,945		133,945	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	1,800		1,800	1,800		1,800	
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000	30,000		30,000	
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	109,211		109,211	106,965		106,965	106,893		106,893	
26 寄 附 金	198,252		198,252	198,252		198,252	198,252		198,252	
27 公 課 費	278		278							
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	26,450,883	103,756	26,554,639	10,701,804	83,266	10,785,070	7,301,213	83,266	7,384,479	
財 源										
国庫支出金	1,855,692		1,855,692	7,240		7,240	7,240		7,240	
地方債	1,968,000	83,000	2,051,000	463,000	83,000	546,000	463,000	83,000	546,000	
内 所 他	2,607,659	575	2,608,234	677,018		677,018	564,248		564,248	
一 般 財 源	20,019,532	20,181	20,039,713	9,554,546	266	9,554,812	6,266,725	266	6,266,991	

平成30年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費			総 務 部 合 計		
	うち総務部					
	1項 総務管理費			補正前	補正額	補正後
	7目 財産管理費					
	節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額
1 報 酬	15,540		15,540	232,722		232,722
2 給 料				1,547,432		1,547,432
3 職員手当等				3,232,442		3,232,442
4 共 済 費	2,490		2,490	583,131		583,131
5 災害補償費				500		500
6 恩給及び退職年金				10,601		10,601
7 賃 金				12,478		12,478
8 報 償 費	64,103		64,103	205,185		205,185
9 旅 費	4,788		4,788	116,264		116,264
費用弁償	90		90	5,213		5,213
普通旅費	4,632		4,632	99,726		99,726
特別旅費	66		66	11,325		11,325
10 交 際 費				2,000		2,000
11 需 用 費	127,532		127,532	323,505		323,505
12 役 務 費	30,562		30,562	246,048		246,048
13 委 託 料	603,505		603,505	1,705,572		1,705,572
14 使用料及び賃借料	59,956		59,956	788,790		788,790
15 工事請負費	441,816	83,266	525,082	441,816	83,266	525,082
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	1,063		1,063	8,476		8,476
19 負担金、補助及び交付金	72,232		72,232	13,669,003		13,669,003
20 扶 助 費				1,500		1,500
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金				1,800		1,800
23 償還金、利子及び割引料				9,255,584		9,255,584
24 投資及び出資金						
25 積 立 金				106,965		106,965
26 寄 附 金	198,252		198,252	198,252		198,252
27 公 課 費						
28 繰 出 金				62,394,703		62,394,703
予 備 費				150,000		150,000
計	1,621,839	83,266	1,705,105	95,234,769	83,266	95,318,035
財 国庫支出金	299		299	142,545		142,545
源 地 方 債	463,000	83,000	546,000	463,000	83,000	546,000
内 そ の 他	347,270		347,270	10,758,543		10,758,543
訳 一 般 財 源	811,270	266	811,536	83,870,681	266	83,870,947

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成30年度 鳥取県超高速情報通信基盤整備事業補助	千円 100,000		千円	平成31年度から 平成39年度まで	千円 100,000					100,000 千円

条例名等

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

自動車の保有に係る各行政機関における手続をインターネットを利用して一括して行うことができるワンストップサービスシステムを導入することに伴い、当該システムを使用した場合における自動車取得税及び自動車税の納付方法を定める。

2 概要

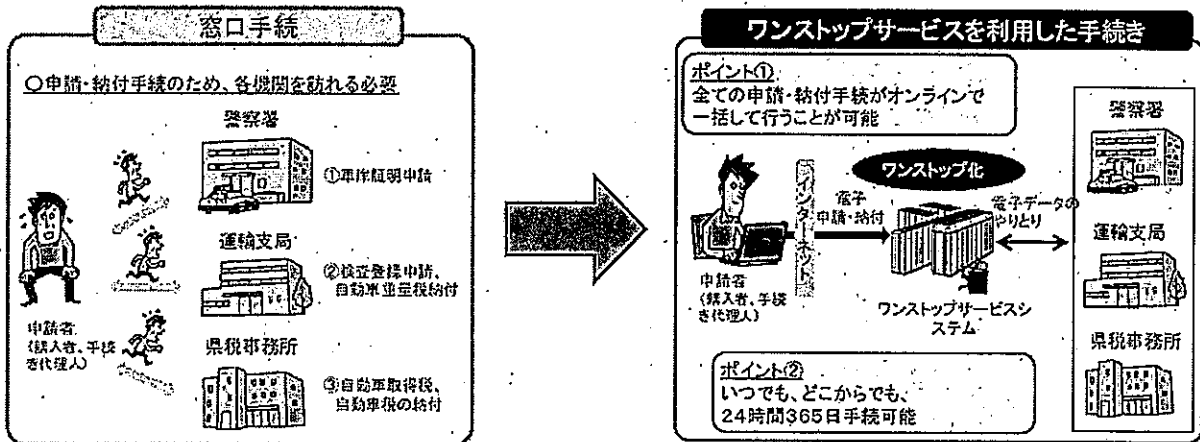
- (1) 自動車取得税及び自動車税について、ワンストップサービスシステム(略称:OSS)を使用して申告書の提出を行う場合には、鳥取県収入証紙の貼付けによらず、また、納付書によらず、OSS側から申請者へ送信された納付情報を使ってインターネット上で納付することができるものとする。
- (2) 平成31年10月1日に導入される自動車税の環境性能割及び種別割について、(1)と同様の措置を講ずる。

3 施行期日等

- (1) 施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日とする。
 ※ システム稼動予定日である平成30年1月4日を想定。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

<参考>ワンストップサービスシステム(略称:OSS)の仕組み

○自動車(登録車)の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明(警察)、自動車諸税の納税(県税))を、OSSによりオンライン一括で行うことが可能。



※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカーおよび車検証等の受取が必要

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">税目</th> <th>課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>証紙徴収又は第143条の2の規定による徴収による場合は、東部県税事務所の所在地</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(自動車取得税の納付の方法)</p> <p>第134条の16 略</p> <p>2 <u>自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第134条の14第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。</u></p> <p>(自動車税の証紙徴収の手続)</p> <p>第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をする際に、<u>第144条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って</u>、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代える</p>	税目	課税地	略		自動車税	略		<u>証紙徴収又は第143条の2の規定による徴収による場合は、東部県税事務所の所在地</u>	略		<p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">税目</th> <th>課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>証紙徴収による場合は、東部県税事務所の所在地</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(自動車取得税の納付の方法)</p> <p>第134条の16 略</p> <p>(自動車税の証紙徴収の手続)</p> <p>第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をする際に、<u>次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙をはって</u>、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙のはり付けに代えるこ</p>	税目	課税地	略		自動車税	略		<u>証紙徴収による場合は、東部県税事務所の所在地</u>	略	
税目	課税地																				
略																					
自動車税	略																				
	<u>証紙徴収又は第143条の2の規定による徴収による場合は、東部県税事務所の所在地</u>																				
略																					
税目	課税地																				
略																					
自動車税	略																				
	<u>証紙徴収による場合は、東部県税事務所の所在地</u>																				
略																					

ことができる。

(自動車税の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付すべき者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の自動車税の徴収方法は、第6条及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該自動車税を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第151条の2の総務省令で定める方法によることができる。

とができる。

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第5条及び第134条の16の改正規定、第137条の3の次に13条を加える改正規定のうち第137条の11に係る部分並びに第143条の改正規定を次のように改める。

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
ゴルフ場利用税	西部県税事務所の所在地
略	
自動車税	種別割(普通徴収によるものに限る。)は、賦課期日現在における納税者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合にあつては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地)
	環境性能割及び種別割(普通徴収によるものを除く。)

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
ゴルフ場利用税	西部県税事務所の所在地
自動車取得税	東部県税事務所の所在地
略	
自動車税	普通徴収による場合は、賦課期日現在における自動車の所有者(法第145条第2項に規定する場合にあつては買主、同条第3項に規定する場合にあつては使用者)の住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合にあつては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地)
	証紙徴収又は第143条の2の規定による徴収による場合は、

は、東部県税事務所の所在地

略

2 略

(環境性能割の納付の方法)

第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

東部県税事務所の所在地

略

2 略

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 自動車取得税の納税義務者は、第134条の14第1項又は前条の規定によって自動車取得税を納付する場合（法第131条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼り付けに代えることができる。

2 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第134条の14第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。

2. 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

（種別割の証紙徴収の手続）

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、第144条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることにより鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

（自動車税の証紙徴収の手続）

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をする際に、第144条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることにより鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

第3条中鳥取県税条例第143条の改正規定の次に次のように加える。

（種別割の徴収方法の特例）

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付すべき者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。

（自動車税の徴収方法の特例）

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付すべき者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の自動車税の徴収方法は、第6条及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該自動車税を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第151条の2の総務省令で定める方法によることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、施行日以後の自動車税の納付について適用し、施行日前の自動車税の納付については、なお従前の例による。

条 例 名 等	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例																																															
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地域再生法の一部が改正され、地方活力向上地域（3大都市圏以外の地域）内において特定業務施設（本社機能を有する施設）を整備（東京23区からの移転に限る。）した者について不動産取得税を課税免除したときは、地方交付税による減収補てんを行うとされたことに鑑み、当該不動産取得税を課税免除する（現行 不均一課税）特例を定める。</p> <p>2 概要 平成32年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、当該認定の日から2年以内に特定業務施設（本社機能を有する施設）の用に供する資産で一定の要件を満たすものを新設し、又は増設した者（東京23区からの移転に限る。）に対する不動産取得税は、課税免除する。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、公布日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参 考】 <本県の軽減制度の概要> 本社機能を有する施設を整備する事業を本県の地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について知事の認定を受けた事業者に対し、事業税・不動産取得税を軽減する。 （地方交付税による減収補てん範囲と同一の軽減範囲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">概 要</th> <th colspan="2">現 行 制 度</th> <th colspan="2">改 正 後</th> </tr> <tr> <th>不動産取得税</th> <th>事業税</th> <th>不動産取得税</th> <th>事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移 転 型 〔東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転〕</td> <td>税率を通常税率の1/10とする不均一課税</td> <td>税率を通常税率の 1/2（1年目） 3/4（2年目） 7/8（3年目）とする不均一課税</td> <td>課税免除</td> <td>（改正なし）</td> </tr> <tr> <td>拡 充 型 〔地方活力向上地域にある本社機能の拡充〕</td> <td>税率を通常税率の1/10とする不均一課税</td> <td>軽減なし</td> <td>（改正なし）</td> <td>（改正なし）</td> </tr> </tbody> </table> <p><適用要件></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行 制 度</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象</td> <td>本社機能（事務所、研究所、研修所）</td> <td>工場内の研究開発施設も対象に追加</td> </tr> <tr> <td>投資範囲</td> <td colspan="2">土地、建物、構築物、機械装置の投資額が3,800万円以上 （中小企業は1,900万円以上）</td> </tr> <tr> <td>雇用要件 （増加人員）</td> <td>10人（中小5人）以上増加 ※移転型は増加の過半数が東京23区からの転勤者であること</td> <td>5人（中小2人）以上増加 ※移転型は東京23区からの転勤者が初年度過半数であれば計画期間中では1/4以上で可</td> </tr> </tbody> </table> <p><普通交付税による減収補てん措置のイメージ></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">基準財政需要額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通常</td> <td>基準財政収入額</td> <td>普通交付税額</td> <td>普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 (標準的な地方税収の75%)</td> </tr> <tr> <td>軽減した場合 (減収補てん無し)</td> <td>基準財政収入額</td> <td>普通交付税額</td> <td>通常は、地方税の優遇措置（軽減措置）を講じても、その減収分は基準財政収入額の算定では考慮されない</td> </tr> <tr> <td>軽減した場合 (減収補てん有り)</td> <td>基準財政収入額</td> <td>普通交付税額</td> <td>減収補てん措置があれば、基準財政収入額の算定において減収分が考慮される</td> </tr> </table>	概 要	現 行 制 度		改 正 後		不動産取得税	事業税	不動産取得税	事業税	移 転 型 〔東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転〕	税率を通常税率の1/10とする不均一課税	税率を通常税率の 1/2（1年目） 3/4（2年目） 7/8（3年目）とする不均一課税	課税免除	（改正なし）	拡 充 型 〔地方活力向上地域にある本社機能の拡充〕	税率を通常税率の1/10とする不均一課税	軽減なし	（改正なし）	（改正なし）		現 行 制 度	改 正 後	支援対象	本社機能（事務所、研究所、研修所）	工場内の研究開発施設も対象に追加	投資範囲	土地、建物、構築物、機械装置の投資額が3,800万円以上 （中小企業は1,900万円以上）		雇用要件 （増加人員）	10人（中小5人）以上増加 ※移転型は増加の過半数が東京23区からの転勤者であること	5人（中小2人）以上増加 ※移転型は東京23区からの転勤者が初年度過半数であれば計画期間中では1/4以上で可		基準財政需要額			通常	基準財政収入額	普通交付税額	普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 (標準的な地方税収の75%)	軽減した場合 (減収補てん無し)	基準財政収入額	普通交付税額	通常は、地方税の優遇措置（軽減措置）を講じても、その減収分は基準財政収入額の算定では考慮されない	軽減した場合 (減収補てん有り)	基準財政収入額	普通交付税額	減収補てん措置があれば、基準財政収入額の算定において減収分が考慮される
概 要	現 行 制 度		改 正 後																																													
	不動産取得税	事業税	不動産取得税	事業税																																												
移 転 型 〔東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転〕	税率を通常税率の1/10とする不均一課税	税率を通常税率の 1/2（1年目） 3/4（2年目） 7/8（3年目）とする不均一課税	課税免除	（改正なし）																																												
拡 充 型 〔地方活力向上地域にある本社機能の拡充〕	税率を通常税率の1/10とする不均一課税	軽減なし	（改正なし）	（改正なし）																																												
	現 行 制 度	改 正 後																																														
支援対象	本社機能（事務所、研究所、研修所）	工場内の研究開発施設も対象に追加																																														
投資範囲	土地、建物、構築物、機械装置の投資額が3,800万円以上 （中小企業は1,900万円以上）																																															
雇用要件 （増加人員）	10人（中小5人）以上増加 ※移転型は増加の過半数が東京23区からの転勤者であること	5人（中小2人）以上増加 ※移転型は東京23区からの転勤者が初年度過半数であれば計画期間中では1/4以上で可																																														
	基準財政需要額																																															
通常	基準財政収入額	普通交付税額	普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 (標準的な地方税収の75%)																																													
軽減した場合 (減収補てん無し)	基準財政収入額	普通交付税額	通常は、地方税の優遇措置（軽減措置）を講じても、その減収分は基準財政収入額の算定では考慮されない																																													
軽減した場合 (減収補てん有り)	基準財政収入額	普通交付税額	減収補てん措置があれば、基準財政収入額の算定において減収分が考慮される																																													

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）</u>に対し、<u>再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）</u>については、<u>不動産取得税を課さない。</u></p> <p><u>3 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）</u>について、<u>再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）</u>に対して課する不動産取得税の税率は、<u>県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。</u></p>	<p>(地方活力向上地域における県税の不均一課税)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、<u>同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）</u>に対して課する不動産取得税の税率は、<u>県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。</u></p>
<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成35年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設</p>	<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成35年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった</p>

の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第7条 略

2・3 略

4 第4条第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) その他参考となるべき事項

5 知事は、前各項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(不均一課税の適用の申請)

第8条 第4条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあつては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～4 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第9条 正当な理由がなく、第7条第1項から第4項までの届出若しくは前条第1項から第3項までの申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な

場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、前3項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(不均一課税の適用の申請)

第8条 第4条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあつては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～4 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第9条 正当な理由がなく、第7条第1項から第3項までの届出若しくは前条第1項から第3項までの申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な

理由がなく第7条第5項若しくは前条第4項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第6条までの規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第10条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項、第5条又は第6条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月を経過する日まで、第2条第1項、第3条若しくは第4条第2項の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条第3項、第5条若しくは第6条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項、第5条又は第6条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第11条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項、第5条若しくは第6条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 第2条から第5条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第7条の規定による届出又は第8条の規定による申請をする者が選択

理由がなく第7条第4項若しくは前条第4項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第6条までの規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第10条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項、第5条又は第6条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月を経過する日まで、第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条第2項、第5条若しくは第6条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4条第2項、第5条又は第6条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第11条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項、第5条若しくは第6条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第7条の規定により届出をする者が選択するいずれかの規定を適用する。

するいずれかの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第4条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について適用し、同日前の家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条の表を次のように改める。

改正後	改正前		
<p>(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度（以下この項において「基準年」という。）以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第58条及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>2・3 略</p>	略	<p>(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度（以下この項において「基準年」という。）以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第58条の2及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>2・3 略</p>	略
略			
略			

